

高石市入札・契約制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が発注する公共工事の入札・契約制度に関して、より一層の透明性、競争性を確保するための施策及びその適正な運用を検討するため、高石市入札・契約制度検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指名競争入札制度の新たな形態・方法について調査検討すること。
- (2) 一般競争入札制度の検討に関すること。
- (3) その他入札・契約制度の改善に係る検討に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員5名をもって組織し、それぞれ次に掲げる職にあるものをこれに充てる。

- (1) 委員長 副市長
- (2) 委員 政策推進部長、総務部長、保健福祉部長、土木部長、教育委員会教育部長
(委員長の職務及び代理)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要の都度委員長が招集する。

(関係職員の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。